

製造業立地促進助成金

交付内容

1 設置〔新設・増設・市内移転〕

基本額：新規投資に係る固定資産税等相当額の**100%**（限度額：なし）

期 間：**3年間**（加算地域**+1年**、復興特区加算〔蒲生北部地区に限る〕**+2年**）

【加算地域】

- 蒲生北部地区 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の施行地区
- 仙台港周辺地区 本市区域内の工業地域のうち仙台港背後地流通業務地区地区計画の区域、臨港地区の区域に隣接する第三種特別業務地区の区域（仙台港背後地流通業務地区地区計画の区域に含まれる区域を除く。）及び第四種特別業務地区の区域並びに本市区域内の工業専用区域のうち臨港地区の区域及び仙台港背後地工業地区地区計画の区域を含む第四種特別業務地区の区域に隣接する区域（臨港地区の区域に含まれる区域を除く。）
- 泉パークタウン 明通3丁目、明通4丁目、七北田字大沢鳥谷ヶ沢及び泉パークタウンサイエンスパーク地区計画の区域
- 泉インターシティ 泉大沢地区計画のうち研究・開発・工業施設地区及び業務施設地区
- 松原工業団地 松原地区計画のうち研究・開発・生産施設地区
- 南吉成リサーチパーク パークシティ南吉成地区計画のうち研究・開発・産業施設地区
- 東部の工業専用地域・準工業地域 本市区域内の準工業地域のうち六丁の目東地区計画の区域を含む区域並びに本市区域内の工業専用地域のうち仙台東部流通団地地区計画の区域を含む区域、六丁の目東地区計画の区域を含む準工業地域に隣接する区域（仙台東部流通団地地区計画の区域を含む区域を除く。）及び六丁の目元町地区計画の区域に隣接する区域（仙台東部流通団地地区計画の区域を含む区域を除く。）
- 岩切山崎今市東地区 岩切山崎今市東地区計画のうち流通業務A地区及び流通業務B地区

【復興特区加算〔蒲生北部地区に限る〕】

- 復興特区制度の指定事業者は、助成期間が5年に延長されます。
- 復興特区制度により固定資産税の免除措置を受ける場合は、免除措置終了後の5年間に助成金交付対象期間とすることができます。

2 設備更新（市内中小企業者のみ）

基本額：新規投資に係る固定資産税等相当額の**100%**（限度額：**1,000万円**）

期 間：**1年間**

3 雇用加算

基本額：新規雇用又は異動の正社員1人につき**60万円**を加算（限度額：なし）

※新規雇用・異動の正社員が20人以上であることを条件に、助成期間内において一度限り交付します。

新規雇用・異動の正社員とは？

〔1〕市内に住所を有する 〔2〕1年以上の継続雇用 〔3〕社会保険の被保険者 の3条件に該当する方をいいます。

交付対象

〔製造業〕

日本標準産業分類表に掲げる大分類E-製造業に該当する事業所

交付要件

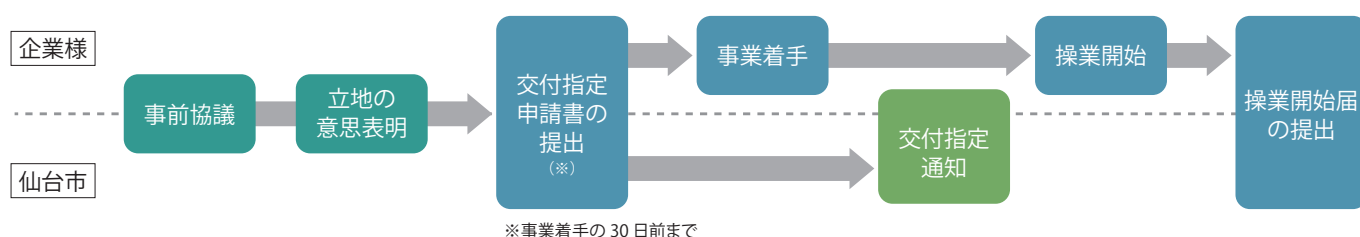
投下固定資産相当額**1億円**以上（市内中小企業の場合は**1,000万円**以上）

- 取得：取得価格に土地は0.5、建物は0.7、生産設備は0.7を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。
- 賃借：月額賃借料に土地は100、建物は70を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。
ただし、月額賃借料の上限は、土地は500円/㎡、建物は8,000円/㎡です。
- 交付要件については初回交付申請時に改めて確認します。

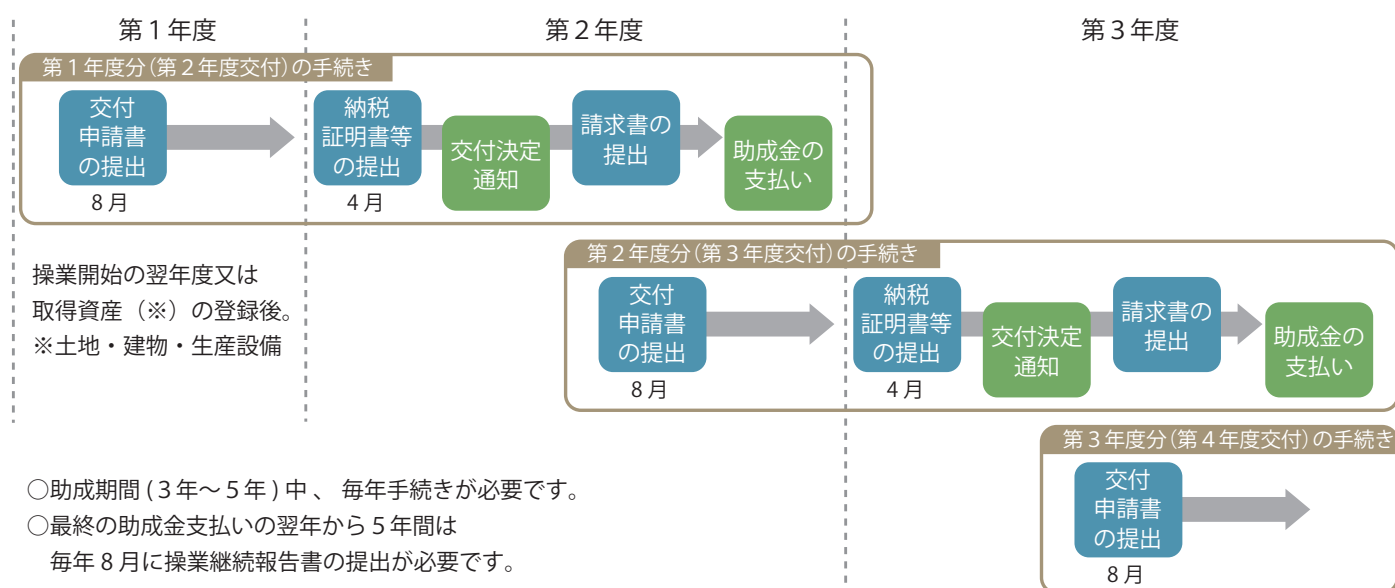
申請手続き

- 助成金の指定を受けるには、原則として、立地の意思表示前に事前協議を行い、**事業着手の30日前**までに、交付指定申請書の提出が必要となります。
- 助成金の**最終交付年度後の5年間は、操業継続報告書の提出が必要**となります。操業継続報告書の提出がない場合や当該事業が廃止、休止された場合等には、助成金の返還を求める場合があります。

助成金交付指定申請の流れ



助成金交付の流れ



助成金額の試算例

試算条件		土地	建物	合計
土地の取得額:1.5億円	投下固定資産 相当額	1.5億円×0.5(係数)	1.5億円×0.7(係数)	180,000,000円
建物の取得額:1.5億円		= 75,000,000円	= 105,000,000円	
新規雇用:20人(正社員)	交付要件	基本助成金額		
投下固定資産相当額		180,000,000円 × 1.7% (税率) = 3,060,000円 (万円未満切捨)		
1億円以上		3,060,000円 × 3年間 = <u>9,180,000円</u>		
(市内中小企業者は1,000万円以上)	雇用加算	(正社員) 600,000円 × 20人 = <u>12,000,000円</u>		
		※要件: 市内に住所を有すること、1年以上の継続雇用、社会保険の被保険者の3つすべてに該当 ※助成期間内に一度のみ交付		
	総額	9,180,000円 + 12,000,000円 = <u>21,180,000円</u>		

事前協議や申請手続きなどの詳細については、下記担当部署までお問い合わせください。

[お問い合わせ]

仙台市経済局産業集積推進課 Tel:022-214-8245 / E-mail: kei008040_13@city.sendai.jp 仙台市企業進出ガイド
仙台市総務局東京事務所 Tel:03-3262-5765 / E-mail: som001310@city.sendai.jp <http://www.city.sendai.jp/invest/>

